

# サービス



## R 介護保険サービス

- ①在宅サービス・・・訪問型サービス・通所型サービス・福祉用具のレンタル等
- ②施設サービス・・・特別養護老人ホーム・グループホーム等

## S 介護保険外サービス

- ★ 三木町要介護高齢者等紙おむつ給付事業（対象は要介護2以上）
- ★ 三木町在宅要介護高齢者等介護者手当支給事業（対象は要介護3以上）

M 一人暮らし高齢者等見守りボランティア：月に1回ボランティアによる見守り訪問

N 傾聴ボランティア：月に1回ボランティアによるお話を聞く訪問

## T 権利擁護

### 成年後見制度

判断能力が不十分な方に対し、法的に権限を与えられた後見人等が福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行い、生活を支援します。法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

### 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分になってきているが、契約の内容について判断し得る能力を有していると認められている方に対し、契約に基づき金銭管理

